

「岡山市協働のまちづくり条例」改正にむけた市の基本的な考え方に関するパブリックコメントへの回答（概要）

項目	意見	回答
(1)目的	「多様な主体の協働」は抽象的である。	何のために多様な主体で協働することが必要なかを条例又は「条例解説」(手引き)に記載することを検討します。
	多様な主体に改めたことでNPOへの評価や理解が希薄になる。	NPOについての説明等を、「条例解説」(手引き)に記載することを検討します。
(2)定義	住民組織、事業者、NPOの定義が曖昧。	文言は精査し、条例または「条例解説」(手引き)に記載することを検討します。
	「協働」か「共同」か。定義が曖昧。	
	安全・安心ネットワークを明記する。	地域にある様々な住民組織や協働ネットワークについては、「条例解説」(手引き)に記載することを検討します。
	社会課題とは何か。	本条例で謳う「社会課題」とは、持続可能な地域社会実現のための課題であると考えていますが、意義を精査し、条文または「条例解説」(手引き)に記載することを検討します。
(3)協働の原則	行政から市民に協働の提案をする場合は市民に時間を合わせ、市民が行政に提案する場合は行政に時間を合わせる。	条例制定後、具体的な協働をすすめるためのルールづくりの中で検討します。
(4)役割	地域で話し合われる課題起しの主体(旗振り)がどのような形で始まるのか。地域が市に持ち込んで、市が手順を示すのか。	解決を図りたい社会課題については、多様な主体のどなたからでも提起することができ、解決の手順もみんなで考えるとことが大切であると考えます。
	企業その他の法人の役割として、協働しようとする市民(社員)を支援することを盛り込む必要がある。	企業・法人等で働く社員への支援については、今後、企業等との協議の中でご意見を伺っていきたく考えます。
	「市の責務」が「市の役割」に後退している。市民は、市政運営の「主役」であり「役割」を課せられる存在ではない。	多様な主体が対等に役割を担う協働を定義します。文言については再度精査し、具体的な説明を「条例解説」(手引き)に記載することを検討します。
(5)市の施策	「市職員が協働の主体の一員として活動することを促進」することを規定する。	本条例に記載はしませんが、今後検討します。
	ボランティアをやった良かったと実感できる制度(顕彰等)の導入。NPO法人等との情報交換を密にし、行政が主体性をもって活動を主導していく。	優れた協働事例を表彰できることを規定することとしています。多様な主体で情報交換ができる機会をつくり、行政も協働の主体として、市民の皆様とともに課題解決を考えていけるよう、検討します。
	協働の主体となる団体の育成・支援。多様な主体の取組、活動の成果を適正に評価できる人材の育成。	団体の自主性・自立性を尊重しながら、協働の主体となる団体育成、人材育成の施策について規定することとしています。
	活動の担い手不足、高齢化など地域が抱える課題を伝えることが必要。他市の先進事例も紹介し、新しい「地域協働」のあり方が全国模索されていることを伝えることも必要。	地域づくりの課題や全国の先進事例に学ぶ機会を作っていきたいと考えています。
(6)コーディネート機関	コーディネート機関では、資源やリスクを管理するマネジメントが必要。	現行施策の「ESD・市民協働推進センター」を想定していますが、コーディネート機関が果たすべき役割については今後検討します。
(7)協働の視点での施策の見直し	評価はしなくて良いのか。	協働の視点での見直し、立案とともに、評価が必要であると考えます。
(9)庁内の推進体制	協働推進員の配置は評価する。課ごとに「協働」事業の洗い出しを義務付けてはどうか。	(7)市の施策について協働の視点での見直しを行うことを規定することとしています。
その他	住民自治の基本理念を示し、安全・安心ネットワークを位置付けるべき。地縁組織の再編やそれに伴う地域自治の仕組みや理念について、今後の協議や検討の見直しとスケジュールは。	安全・安心ネットワークは、地域の協働組織の重要な存在です。今回の条例改正は「協働を推進するため」のものであり、地域組織の位置づけ等を規定しません。本条例とは別に、関係団体の皆様と協議の上、検討を進めたいと考えます。
	NPOは決算報告・活動内容の把握等の課題が多い。	NPO法人の活動報告・決算書等はインターネットで公開されていますが、今後も情報公開に努めたいと考えます。

※項目・回答欄の番号は、「5.『現行条例』『見直し市民案』『条例改正にむけた市の基本的な考え方』対照表」の「条例改正にむけた市の基本的な考え方」の番号です。